

畑地かんがい試験研究会開催要領

平成 31 年 4 月 5 日 制定

令和 2 年 4 月 10 日 改正

第 1 目的

畑地かんがい推進モデルほ場設置事業（以下、「モデル事業」という。）により行われる畑地かんがいに関する試験・調査の効果的な推進と、これに関する情報交換を目的に「畑地かんがい試験研究会（以下、「研究会」という。）」を開催する。

第 2 議題

研究会の議題は、次のとおりとする。

- （ 1 ）モデルほ場の試験・調査に関する事業実施地区協議会への指導、助言。
- （ 2 ）各モデルほ場の試験、調査結果の検討・評価。
- （ 3 ）その他、畑地かんがいの推進に必要な事項。

第 3 構成

研究会は、別表の構成員をもって構成する。

第 4 運営

- （ 1 ）研究会は、必要に応じて農地整備課長が招集し、主催する。
- （ 2 ）研究会に座長を置き、農地整備課長が指名する。
- （ 3 ）農地整備課長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に研究会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 5 その他

研究会の事務局は、農地整備課に置き、庶務は主査（畑かん）が行う。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

別表

畑地かんがい試験研究会構成員

所 属	課名等	職 名	備 考
農政部	農地整備課	課長	事務局
		課長補佐（畑地整備）	
		畑地整備係長	
		主査（かんぱい）	
		主査（畑かん）	
	農村計画課	主幹（効果評価）	
		畑地計画係長	
主査（施設計画）			
空知総合振興局	整備課	モデル事業又は畑総事業の実施担当係長又は主査。	
石狩振興局	整備課		
後志総合振興局	農村振興課		
胆振総合振興局	農村振興課		
渡島総合振興局	農村振興課		
檜山振興局	農村振興課		
上川総合振興局	調整課		
留萌振興局	農村振興課		
宗谷総合振興局	農村振興課		
杣-ツ総合振興局	整備課		
十勝総合振興局	整備課		
地方独立行政法人 「北海道立総合研究 機構」	農業研究本部		専門的見地に立った技術指導のため、農地整備課長から依頼を受け、研究会への出席及び技術討議の進行を行う。
	中央農業試験場		
	上川農業試験場		
	酪農試験場天北支場		
	道南農業試験場		
	十勝農業試験場		
	北見農業試験場		
花・野菜技術センター			